

法人《お申込からご契約の流れ》

申込書の記入

株式会社前田 エムズ・コミュニケーション

T E L : 03-3770-3000

F A X : 03-3770-4555

【必要書類】

- ◆法人3期分の決算書
- ◆法人謄本【3ヶ月以内発行のもの】
- ◆法人概要
- ◆入居者様全員分の身分証（裏表コピー）を審査時にご提出ください。
- ◆外国籍の方は在留カード（裏表コピー）のご提出をお願いします。
- ◆申込頂いてから**3日以内**に審査書類が確認出来ない場合は、オープンになりますのでご注意ください。



審査

- ・当社と保証会社よりご契約者様と代表者様、緊急連絡先様に確認のお電話がいくことがございます。
- ・アイシンクレント保証会社利用の方は、審査の段階でアイスマイル様よりメールが届きます。

(当社営業時間: A M 10 : 00 ~ P M 18 : 30 となっております。定休日: 水曜)

(※月曜日のみ営業時間はA M 10 : 00 ~ P M 18 : 00 となります。月曜が祝祭日の場合には翌営業日の営業時間をP M 18 : 00 までとします。)

※審査によっては追加書類の依頼がございます。 《アドレス: [I \(エル\) @maedacom.jp](mailto:I(エル)@maedacom.jp)》

ご契約日設定

- ・審査終了後、ご契約開始日を決めて頂きます。（空き予定の物件は除く）
- 確定後、契約金のご精算書をお送りさせていただきます。
- ご契約金は、指定日までに弊社指定の口座へお振込みくださいますようお願いいたします。
- 【賃料発生日が土・日・祝日となる場合、貸主にて入金確認ができないためお早めのご入金をお願い致します】
- 注) ご契約は仲介業者様にて行っていただきます。
- 注) 鍵の引渡しは、弊社にて行います。事前予約が必要です。

《契約時必要書類》（必要書類が揃わない場合はご契約・鍵渡しが出来ませんのでご注意ください。）

【契約者様】

- ①会社概要・会社謄本原本（3か月以内発行のもの）・会社印鑑証明証原本（3か月以内発行のもの）・実印
- ②顔写真付き身分証明証表裏ファーストコピー（運転免許証orパスポートor保険証and顔写真）
※外国籍の方は在留カード・パスポート裏表コピー
- ③入居者全員分の顔写真付き身分証明証表裏ファーストコピー（運転免許証orパスポートor保険証and顔写真）
- ④ご契約者様名義の銀行印と口座番号の分かるもの
- ⑤住民票（3ヶ月以内発行・マイナンバー・本籍抜いたもの）※入居者全員分
※外国籍の方は「外国人登録原票記載事項証明証」をご用意下さい

入居者申込書(法人)

物件名				号室	n		契約締結予定	20 年 月 日		
所在地				間取り			入居開始希望日	20 年 月 日		
住居 事務所 店舗 いずれかに○	賃料	月額	円(事務所、店舗使用は別途消費税)				フリート(有・無)	期間 ~		
	共益費	月額	円(同上)				更新料	新賃料の ヶ月分		
	敷金	(ヶ月)	円(ペット・SOHO使用は敷金 ヶ月)				ペット(有・無)	種類		
	礼金	(ヶ月)	円							
駐車場 希望(有・無) いずれかに○	駐車場No.				所有者名			メーカー		
	月額	円(税込)			登録番号(ナンバープレート)			車種		
	敷金	円			車庫証明(有料) 要・不要 (事務手数料5,000円(税別))			色		
保険	★火災保険のご加入は入居の条件のひとつとなっています。下記について☑でご回答お願い致します。									
	加入	☐ 当社加入		保険契約者		☐ 個人(入居者)		*他社で保険契約の場合は、加入証券の写しのご提出をお願い致します。		
		☐ 他社加入				☐ 法人				
借主	フリガナ 名称					代表者名				
	印					TEL		-		
						FAX		-		
	所在地	〒(-)								
	本社所在地	〒(-)								
	担当者名				所属部署				役職	
	会社概要	資本金	万円	設立年月日	年 月	従業員数	名	業種		
	入居者	フリガナ 氏名			所属部署	役職				
					連絡先(部署) - - (携帯電話) - -					
	同居人	氏名 / 続柄 / 年齢			/ / オ			/ / オ		
	転居理由	①結婚 ②住居が狭い ③転動 ④転職 ⑤通勤時間 ⑥家賃が高い ⑦立替え ⑧環境 ⑨独立 ⑩就職・入学 ⑪その他								
	物件選択理由	①賃料 ②立地 ③グレード ④初期費用 ⑤設備 ⑥ペット可 ⑦その他								
	社宅代行会社	名称				印		連絡先	TEL - -	
		所在地	〒(-)					FAX	- -	
		担当部署						担当者名		
(保証会社利用時は緊急連絡先になります) 又は連帯保証人	保証会社利用	無		有 保証会社名:						
	フリガナ 氏名				男・女	TEL(自宅) - -				
						TEL(携帯等) - -				
	生年月日	西暦 年 月 日 満 オ			国籍		借主との関係()			
	現住所	いずれかに○ 持ち家/賃貸住宅 〒(-)								
	勤務先名称						税込年収 万円			
	勤務先住所	〒(-)					勤務年数 年 ヶ月			
	職種				所属			TEL		
	会社概要	資本金	万円	設立年月日	(西暦) 年 月			従業員数 名		
	仲介業者	会社名				担当		TEL		- -
住所 〒(-)						FAX		- -		
現地内見案内				済み・未		(内見予定日時 月 日		時頃希望)		

- 1.賃貸借申込書 ☆本申込書(捺印済みの原本)を当社にFAXして下さい。また、本申込書に虚偽の申告をした場合、契約成立後でもその契約は解除されます。
2.申込時必要書類 (※下記書類以外にもご提出いただく場合がございます)

	借主	連帯保証人	入居者
収入証明書		○	
身分証明書コピー		○	○
会社案内	○		
会社謄本(全部事項証明書)	○		
決算書	○		
在籍証明証			○

- 3.審査 ☆総ての申込時必要書類を受領後、審査を開始いたします。また、連帯保証人の方に電話連絡をさせて頂く場合がございます。
☆審査可否の理由は申し上げられません。
4.契約 ☆敷金・礼金等の費用は契約締結日までにお振込みください。また、借主様・保証人様(該当者)は契約書に自署押印していただきます。
☆契約時必要書類(下記書類以外にもご提出いただく場合がございます)。

	借主	連帯保証人	入居者
住民票			○
印鑑証明	○	○	

- 5.鍵の引渡し ☆当社への契約金の入金確認と総ての書類の当社着後、鍵をお渡し致します。
6.家賃の支払 ☆契約成立後、賃料・共益費・駐車場は毎月末日までに翌月分を当社指定銀行に振込にてお支払いいただきます。

以上、相違なく申込みます。 20 年 月 日 名称 印
(株)タイセイ・ハウジープロパティ 東京都港区赤坂1-7-19

個人情報の取扱に関する同意書

株式会社タイセイ・ハウジプロパティ 行

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

私は、貴社が保護措置を講じた上で取得する下記に記載された個人情報の取扱に関して、以下の内容を精読し、理解した上で同意します。

記

1. 対象となる個人情報

- ① 入居申込書に記載される入居申込者様、同居人様及び連帯保証人予定者様に関する一切の個人情報
- ② 賃貸借契約書に記載される入居者様、同居人様及び連帯保証人様に関する一切の個人情報

2. 利用目的について

株式会社タイセイ・ハウジプロパティ（以下「当社」という。）は、本書 1. に記載した個人情報を、以下に掲げる利用目的のために取得します。

①の利用目的

- ・ 賃貸借契約締結のため必要な限度での個人情報及び信用状態に関する確認及び調査
- ・ 賃貸借契約の契約書類等への記載
- ・ 賃貸借契約成立のために必要な連絡又は資料等の送付先の確認

②の利用目的

- ・ 賃貸借契約維持のため必要な限度での個人情報及び信用状態に関する確認及び調査
- ・ 賃貸借契約の更新契約書類等への記載
- ・ 賃貸借契約維持のために必要な連絡又は資料等の送付先の確認
- ・ 入居者様等にとって有用と思われる当社の賃貸住宅の管理・リフォームなどの営業案内書、販売不動産の営業案内書及び当社提携先の住宅に関する営業紹介のための郵便物等の送付

3. 第三者への提供について

当社は、取得した個人情報を、法令に基づく場合のほか、以下の場合に当該第三者に提供いたします。これら以外の場合で第三者に個人情報を提供するにあたっては、事前に提供目的及び提供先を開示し、同意を得た後に提供するものとします。

- ・ 当社は、賃貸借契約の締結の条件として入居申込者様が承諾した連帯保証人不要システムを利用する場合には、当社が加盟する賃貸保証会社（以下「保証会社」という。）及び当該保証会社と提携する個人信用情報機関に信用調査に必要な範囲で照会、情報提供し、入居申込者様等の個人情報が登録されていた場合は、それを利用するとともに保証契約にその情報を使用します。
- ・ 当社は、入居申込者様等が賃貸借契約締結にあたって当社が代理店である住宅総合保険に加入する際に、入居者様等の情報を保険加入目的に必要な限度で損害保険会社に提供し、保険加入に際してその情報を使用します。
- ・ 当社は、賃貸借契約の成立に向け、その目的に必要な限度で賃貸人候補者、仲介業者又は管理会社に個人情報を開示します。
- ・ 当社は、ご契約の建物やその設備等の維持・保全・管理サービス（修繕工事等）の提供者に開示します。
- ・ 当社は、賃貸借契約継続に向け、その目的に必要な限度で入居者様等の個人情報を賃貸人に開示します。

4. 委託について

当社は、本書2.に記載した利用目的の達成に必要な範囲内において、外部事業者へ委託する場合があります。その場合、当社規定に準拠した基準の下で選定した委託先に委託します。

5. 開示、訂正、利用の停止等の請求について

当社へ提供された個人情報について、開示、訂正・追加・削除、利用停止、第三者提供の停止等を希望される場合には、本書10.に記載のお問合せ窓口にご連絡ください。当社は、当該求めに応じ、当社所定の手続きに従い適切に対応します。

6. 個人情報提供の任意性について

当社への個人情報のご提供は任意となっておりますが、ご提供いただけない場合は、当社とのお取引上で支障が生じる場合がありますことを予めご了承下さい。

7. センシティブ情報の提供について

当社へご提出いただく各種文書に本籍地等のセンシティブ情報が含まれる際、当該情報をご提供いただけない場合には、下記確認欄の「☐否」にレ点をご記入ください。なお、ご提供いただけない場合は誠にお手数ですが、コピー提出の場合は当該情報部分に付箋紙を貼りコピーする等の方法により、また原本提出の場合は「塗りつぶす」などの方法により見えないようにしてご提出ください。

確認欄) ☐ 否

8. 個人情報保護管理者について

当社の「個人情報保護管理者」は、コンプライアンス担当役員です。

9. 個人情報保護方針について

当社の「個人情報保護方針」は、下記URLの当社ホームページにてご覧いただけます。

URL = <http://www.aisei-pro.com> (プライバシーポリシーをクリック)

10. お問合せ窓口について

本書記載内容に関するお問合せ、苦情及び相談等については、下記が窓口となります。

【お問合せ窓口】

株式会社タイセイ・ハウジープロパティ 管理部（電話）03-6229-5681

以上

アイ・スマイルは、毎月の家賃などのお支払を『**お客様のクレジットカードで決済**』する『**家賃保証**』サービスです。
家賃などをクレジットカードでお支払いいただくので、毎月のお支払いが自動になり、しかもポイントが貯まります！

■お申込みの手順

STEP.1 お申込	『本申込書』を、管理会社様指定の『入居申込書』と『本人確認書類』と一緒にFAX
STEP.2 カード登録	弊社からお申込者様にメールを送信。メール記載のWEBサイトからクレジットカードを登録ください
STEP.3 結果通知	弊社にて保証の審査をさせていただき、結果は管理会社様に通知いたします

■ご注意事項

クレジットカード残高にご注意ください	審査の際、ご登録のクレジットカードで賃料等の金額が決済できるか確認いたします。 カード利用枠の残高が充分かあらかじめご確認ください。
ご本人様と勤務先に電話確認します	家賃の保証審査のため、03-5436-3514からご本人様に「ご本人様確認」、勤務先に「在籍確認」のためお電話をします。
カード登録用URLをメールします	受信拒否設定をされている方は、 info@ithinkrent.com からのメールが受信できるように設定解除をお願いします。

以下に記入し、管理会社様の『入居申込書』と『本人確認書類』と一緒に F A X ください

お客様記入欄	メールアドレス	@				
	利用予定のクレジットカード (法人契約の場合どちらかを選択)	1. JCB	2. Visa	3. MasterCard	4. アメリカン・エキスプレス	5. ダイナースクラブ
		1. 法人のビジネスカード		2. 代表者の個人カード		
	保証料	1. 月額プラン (4.25%/月)		2. 併用プラン (契約時 50%、月額2.6%)		

私は、別紙各取扱会社様の「入居申込書」に相違のないこと及び本申込書記載の同意事項、注意事項、クレジットカード支払規約の内容を承認のうえ、以下の「取扱会社記入欄」記載の賃料等及び保証料について、上記メールアドレスにアイ・シンクレント株式会社より送信されたメールに記載されたURLより私が登録したクレジットカードまたは別途「クレジットカード登録票」により私が登録したクレジットカードを利用して決済されることに同意し、アイ・スマイル保証委託契約を申込みます。

【お申込みにあたっての同意事項】

- 申込者は、別紙「保証委託契約約款」及び「個人情報取扱いに関する約款」に同意のうえ、保証委託契約を申込みます。
- また、「本申込書」に記入した内容、及び別紙各取扱会社様の「入居申込書」をもとにアイ・シンクレント株式会社が審査を行うことに同意いたします。
- 「本申込書」に事実と異なる、あるいは虚偽の記載があった場合、申込は無効となり、また契約を解除されても何らの異議を申し立てません。

ご契約予定者様 ご署名 _____

取扱会社記入欄	物件名	:			号室	入居予定日	年	月	日	
	家賃	円	共益費/管理費	円	駐車場				円	
	変動費	円	その他	円	合計				円	
	取扱仲介店名	店舗名:	取扱管理会社名			社名: (株)タイセイ・ハウジープロパティ 住所: 東京都港区赤坂1-7-19 電話番号: 03 - 6862 - 8181 担当者名:				
		住所:								
	電話番号:									
	担当者名:									

送付先 F A X 番号 : 03 - 5436 - 3515

<クレジットカード支払規約>

- 私は上記記載の賃料等（以下「賃料等」という）及び上記記載の保証料（以下「保証料」という）を、別途私が登録したクレジットカード（以下「カード」という）を発行したカード会社（以下「カード会社」という）の定めるクレジットカード会員規約に従い決済します。
- 私から賃料等及び保証料のカード決済の解約を申し出ない限り、毎月の賃料等及び保証料について、毎回継続して前項と同様に決済します。
- 私がカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、カードの利用状況やカード利用代金の支払状況などによってはカード会社の判断により一方的に賃料等及び保証料のカード決済の手續を解除されても異議ありません。
- 私は、上記3の理由により賃料等及び保証料のカード決済ができなくなった場合、賃料等及び保証料のカード決済の可否連絡のため、カード会社から上記不動産管理会社及びアイ・シンクレント株式会社にその旨通知されることについて同意します。
- 私は、上記3の場合において賃料等のカード決済代金についてカード会社に対し未払代金があるときは、上記不動産会社とカード会社との間の加盟店契約に基づく当該未払代金のキャンセル精算のため、未払の事実及び未払金額等がカード会社から上記不動産管理会社に通知されることに同意します。

保証委託契約書 兼 保証契約書

<保証料についての注意事項>

- ① 月額保証料は保証委託契約開始日を含む月から計算され請求されます。
- ② 月額保証料は保証委託契約開始月、保証委託契約解約月の月割計算されません。
- ③ 保証料はクレジットカードにて決済されます。このため月額保証料の場合の初回請求は、クレジットカード決済の準備が完了するまでの保証委託期間分も併せて請求されます。
- ④ 決済が完了した年払い保証料については、途中解約の場合でも払い戻しいたしません。

(前文)

賃借人(以下「借主」とい)、保証会社(以下「アイ・シシクル」とい)および賃借人(以下「家主」とい)は、家主と借主との間で締結された賃貸借契約(以下「対象賃貸借契約」とい)につき、次の通り保証委託契約および保証契約(以下「本契約」とい)を締結します。

第1条(委託内容)

- 1.借主は、対象賃貸借契約に基づいて借主が家主に対して負担する賃料等の支払債務につき、アイ・シシクルが借主に連帯して保証することをアイ・シシクルに委託し、アイ・シシクルはこれを受託します。
 - 2.借主は、前項の実行に付帯する賃料等の支払い手続き業務につき、アイ・シシクルに委託し、アイ・シシクルはこれを受託します。
 - 3.家主は、対象賃貸借契約の賃料等の支払いがクレジットカード決済で行われること、クレジットカード決済が不能な場合はコンビニ決済等で行われることを前提に、賃料等の収納業務につき、アイ・シシクルに委託し、アイ・シシクルはこれを受託します。
- 第2条(保証委託契約の成立、賃貸保証料等)**
- 1.本契約は、次の各号すべてを条件に成立します。
 - (1)借主が保証委託契約の書面記載事項(以下「本契約書」とい)の所定事項に正しく記載し、申し込みの意思を表示すること。
 - (2)アイ・シシクルが借主の不払管理会社(以下「管理会社」とい)に対し保証書表決定通知書を送付し、保証を承諾すること。
 - (3)保証書表決定通知書に記載された承諾番号と同一の承諾番号が本契約書に記載されること(承諾番号の無記入・不一致・不適切な記載などがあった場合、契約は成立しない)。
 - 2.前項を満たした保証料につき、借主による初回の支払いが適切に完了すること。

- 4.本契約書に記載された保証料につき、借主による初回の支払いが適切に完了すること。
- 5.保証料を条件に、本契約は対象賃貸借契約の契約開始日に遡って成立したものとみなします。

第3条(有効期間)

- 1.本契約の有効期間は、対象賃貸借契約の契約期間と同一期間として定めらる。
- 2.対象賃貸借契約の契約期間内であっても、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、本契約は当該事由が生じた日に終了します。
- (1)対象賃貸借契約の解除または解約。
 - (2)賃借物の変更、または本物件の用途の変更など、対象賃貸借契約の内容に重大な変更があったとき。
 - (3)対象賃貸借契約が更新された場合でも、本契約は自動的に更新されません。

第4条(保証料の範囲・保証限度額等)

- 1.個別保証契約において保証される債務は、個別保証契約の有効期間中に発生した次の(1)から(7)の各号の債務(消費税込)とします。
 - (1)対象賃貸借契約に基づいて借主に負担する賃料、共益費(管理費)、駐車場料金、物置、コンテナの賃料・使用料、管理物件に設置された冷暖房器具・料、町内会費、水道光熱費等の実費などの上記記載資料に記載の債務(以下「賃料等」と総称する)。ただし、水道光熱費等の実費に限りはアイ・シシクル所定の算出方法による。
 - (2)借主の賃料等不払いを理由とする対象賃貸借契約の解除後における動産(ただし、対象賃貸借契約の目的物の室内に存在する動産に限り)の搬出・運搬・保管・処分費用(ただし、任意解約または合意解除によって対象賃貸借契約が終了したとは除く)。
 - (3)本物件の管理業務執行を行うのに必要な費用(弁護士費用を含む)として、支出前にアイ・シシクルが書面で支出を承認した費用(ただし、第16条4項にありアイ・シシクルの指定弁護士を使用する場合、書面承認不要)。
 - (4)上記アイ・シシクルの指定弁護士による場合、国土交通省の「原状回復めくくガイドライン再改定版」(ただし、後日改定された場合には最新版による)または、これに類する基準に基づき、借主が自ら負担すべき範囲の原状回復に要した費用に限るものとし、借主が家主に差入れた敷金および保証金によって精算した後の残額について保証するものとする。また対象賃貸借契約において定められた賃料等合計月額(消費税込)の1ヵ月分相当額を限度とする。
- 2.個別保証契約終了から本物件明渡しまでの間の賃料相当使用賃金。
- 3.個別保証契約終了からアイ・シシクルの保証限度額は、前項(1)の総額(消費税込)に 24 を乗じた金額を算出し、この金額を上限値として、前項(1)から(7)の各号に記載する保証対象の総額(消費税込)とします。
- 3.前項に加え、下記の賃料等個別保証契約によって保証される債務とします。
 - (1)本物件の明渡しに関する債務を義取得に必要な費用(弁護士費用を含む)として、支出前にアイ・シシクルが書面で承認した費用(ただし、第 16 条 4 項にありアイ・シシクルの指定弁護士を使用する場合、書面承認不要)。
 4. 第1項の範囲外として、次の(1)号または(2)号のいずれかに該当し、その結果(3)号に該当することになった借主に限っては、アイ・シシクルの要請に基づき家主および管理会社が第1条および第16条にない、すみやかに物件明渡しに関連する義務を履行したことに限り、アイ・シシクルは保証を行います。

- (1)借主が賃料等に関するクレジット会社との立替分の支払いを履行しない場合。
- (2)アイ・シシクルの管理会社もしくは家主に立替払いをしない場合(保証履行)に、借主がアイ・シシクルの立替分の支払いを履行しない場合。
- (3)クレジットカード会社とアイ・シシクルによる賃料等立替分にに対し、借主による支払いが履行されないまま、合計金額が賃料等の3ヵ月分以上にわたった場合。
5. 次の各号記載の債務は、個別保証契約による保証の対象外とします。ただしアイ・シシクルの書面により事前に承諾した場合は例外的に保証対象とします。
 - (1)第1項の各号の債務に関する利息、遅延損害金その他の債務等。
 - (2)解約予告通知義務違反の場合において借主が負担すべき違約金等。
 - (3)早期解約による違約金等。
 - (4)本契約書に基づき支払手続による初回の賃料等支払期日より前に発生する賃料等。
 - (5)アイ・シシクルの個別保証委託契約および個別保証契約終了後、アイ・シシクルに保証委託していた借主・居住者が管理物件賃貸借契約に基づき居住を継続した場合には、最終的に当該借主・居住者が退去する際の原状回復費用。
 - (6)地震、地震、天然地質等、不可抗力による損害。
 - (7)火災・火災発生等、借主または入居者の故意・過失によって生じた損害。
 - (8)借主または入居者の死亡によって生じた損害(例、風評被害、特殊清掃)。
 - (9)対象賃貸借契約が定期借借賃貸借契約の場合であって、家主または管理会社の責に帰すべき事由により、原定期借借契約の期間満了後、新たに締結された新定期借借契約が借地借家法38条の定期借借賃貸借契約と認められない場合の賃料等手続料。
 - (10)その他、第1項および第3項に定める債務以外の債務。

第5条(保証料およびその支払い方法)

- 1.借主は、第1条第1項に定める保証委託の対価として、アイ・シシクルに対し、本契約書に記載された保証料を支払います。
- 2.借主による保証料の支払いは、保証の対象月となる賃料等の支払日と同日に、ともに事前に指定した同一のクレジットカードによる決済で行われます。
- 3.クレジットカード利用明細に記載される借主のクレジットカード利用日は、賃料等が発生する対象月の前月に、毎月12日から15日の間でクレジットカード会社またはクレジットカード決済代行会社(以下「クレジット会社」とい)が指定するものとします。
- 4.前2項の例外として、入居時において初月および2ヵ月目の賃料等が現金支払い等により保証料とは別に前払いされる場合、借主による第1回目の保証料支払いは入居2ヵ月目の12日から15日の間でクレジットカード利用日とするクレジットカード決済が行われます。その場合、保証料の支払金額は入居月(日割払いは行わない)、2ヵ月目、3ヵ月目の合計3ヵ月分とします。また同時に入居3ヵ月目の賃料等も同一のクレジットカードによる決済で行われます。
- 5.前3項とは異なる支払方法および支払時期にて賃料等と保証料の支払いが行われる場合、アイ・シシクルは借主に対し、事前に書面により通知します。
- 6.アイ・シシクルが、保証料の支払いにつき、クレジットカード決済以外の方法を指定した場合は、借主はその指示に従います。
- 7.対象賃貸借契約の更新時に賃料等および保証料の双方または一方が変更されるなど、賃料等と保証料を同日にクレジットカード決済することの困難な場合も本契約の定めは準じます。

第6条(変更の届出)

本契約の締結後、借主がアイ・シシクルに対して別途提出している「保証委託申込書」および本契約書の表記の内容に変更が生じた場合は、借主はアイ・シシクルに対し、すみやかにその変更内容を書面にて届出します。

第7条(賃料等の支払い、および保証債務の履行)

1.借主は、賃料等の支払いにつき、第5条に従い、クレジットカードによる支払い方法を選択します。ただし、クレジットカードによる支払い開始の事務手続きが完了した場合、またはクレジットカードの限度額超過とを理由にクレジットカードによる賃料等の支払いができなるときは、借主は、アイ・シシクルの指示に従い、コンビニ収納等の方法により賃料等を支払います。

2.クレジット会社による賃料等の支払いの場合、次の各号に定める契約に基づき、賃料等の支払いは、クレジット会社等が賃料等をアイ・シシクルの指定する会社、または管理会社へ立替払いした方法により行われます。

- (1)アイ・シシクルと管理会社との間における取引先本契約。
- (2)クレジットカード会社と管理会社との間における加盟店契約(以下「加盟店契約」とい)。
- 3.対象賃貸借契約の定めにかかわらず、前項にありクレジットカード会社等が借主から対象賃貸借契約に係る賃料等を借主の指定口座から口座振替等の手段で回収したときは、その回収の時点で、借主から家主に対して対象賃貸借契約の賃料等が支払われたものとみなします。
- 4.クレジットカードにより賃料等が支払われる場合において、当該クレジットカード会社等から売上取消がなされたときは、アイ・シシクルは、クレジット会社等から家主への請求に基づき、借主に代わって当該売上取消済債権をクレジット会社等、または管理会社に支払います。アイ・シシクルが売上取消済を立替払いした場合、アイ・シシクルは保証債務を履行したものとみなします。
- 5.クレジットカード会社等が借主指定の預金口座から賃料等に係るクレジットカード決済金額の口座振替をすることができなかった場合、対象賃貸借契約により借主が負担すべき賃料等の支払債務につき、家主およびアイ・シシクルは借主による履行遅滞または債務不履行があったものとみなします。
- 6.借主がコンビニ収納により賃料等を支払う場合、賃料等は、本契約、アイ・シシクルと管理会社との間における取引先本契約、およびアイ・シシクルと借主が共同で取り交わすことになった取引に係る金銭代付提議契約(以下「コンビニ収納契約」とい)に基づき、集金代行業者が借主から対象契約に係る賃料等を回収してアイ・シシクルに引渡し、アイ・シシクルがならに管理会社または家主に引き渡す方法により支払われます。
- 7.対象賃貸借契約の定めにかかわらず、前項にあり金銭代付業者が家主から対象賃貸借契約に係る賃料等を回収したときは、その回収の時点で、借主から家主に対して賃料等が支払われたものとみなします。
- 8.コンビニ収納により賃料等が支払われる場合において、借主が請求金額を支払わなかったとき、アイ・シシクルは、借主に代わって当該請求に係る未納額を管理会社または家主に支払います。アイ・シシクルが未納額を請求した月の末日(当日が銀行等の休業日の場合は営業日)までに管理会社または家主に立替払いした場合、アイ・シシクルは保証債務を履行したものとみなします。
- 9.コンビニ収納等により賃料等が支払われる場合、借主は、第1条第5項に定める委託業務の対価としてアイ・シシクルが別途定める手数料をアイ・シシクルに対して支払います。
- 10.借主が対象賃貸借契約に基づき負担する債務につき、履行の全部または一部を遅滞した場合(本条5項により履行遅滞または債務不履行とみなされた場合を含む)、アイ・シシクルは借主に事前に通知することなく、家主に対して保証債務の履行をすることができます。

アイ・シシクルは、本条に基づき保証債務の履行を行って行く場合であっても、借主の対象賃貸借契約に係る債務不履行の状況、および借主は借主の借主状態を総合的に判断し、借主の返済能力および返済の意向が認められないと合理的に判断した場合は、管理会社または家主に通知のうえ、本条に定める立替払いもしくは保証債務の履行を一定期間停止することができます。

第8条(求償権の行使、求償金の支払い)

1.アイ・シシクルが借主に代わって保証債務を履行したときは、アイ・シシクルは借主に対する求償権を行使し、借主はアイ・シシクルに対する求償金として以下に定める額を直ちに支払います。

(1)アイ・シシクルが家主に対して履行した保証債務額。

(2)アイ・シシクルが保証債務の履行に要した費用。

(3)借主がアイ・シシクルに対し金員を支払う場合、その支払いに要する振込手数料等の費用。

- (4)アイ・シシクルが借主にコンビニ収納等代替手段を使用させる場合、その手続きに要する費用。
- (5)アイ・シシクルが借主に対して求償金に関する裁判上の請求を行い、あるいは裁判外で催告したときはその費用。
- (6)未払保証料その他本契約に基づく費用、およびこれらに対する公租公課。
- (7)前各号に対する年14. 6%の割合による遅延損害金。
- 2.借主が対象賃貸借契約に基づき家主に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合には、借主はアイ・シシクルに対し、賃料等支払日の前日までにその事由を通知します。
- 3.借主は、前項の連絡を怠った場合、前項の事由の存在を理由にアイ・シシクルの求償請求を拒むことはできません。

第9条(事前求償)

- 1.借主が次の各号のいずれかに該当するときは、アイ・シシクルは保証債務の履行前であっても借主に対して事前に求償権を行使することができます。
 - (1)対象賃貸借契約に係る賃料等の債務の支払いを一回でも遅滞したとき、またはその他の理由で対象賃貸借契約に違反したとき。
 - (2)対象賃貸借契約が解除、解約されたとき。
 - (3)差押・仮差押・仮処分等の申し立てを受けたとき。
 - (4)滞納処分を受けたとき。
 - (5)破産手続開始、民事再生手続開始の申し立てを受けたとき、またはそれらの申し立てをしたとき。
 - (6)自ら振り出した手形、小切手等が不渡りになったとき。
 - (7)アイ・シシクルに対し虚偽の申し出しをし、または虚偽の書類を提出したとき。
 - (8)本契約書の記載事項につき変更の届出を怠ると、借主の責めに帰すべき事由によってアイ・シシクルに損害をおよぼす事態に至ったとき。
- 2.借主または入居者が逃げて、失踪または刑事上の訴追を受けたとき。
- (9)債務の履行と総合的に判断して合理的な判断により、借主において対象賃貸借契約を継続する意思が認められないとき。
- (1)借主が指定するクレジットカードの利用が停止されたとき、もしくは借主の信用状態が悪化したとき。
- (2)その他借主が本契約に違反したとき。
- 2.前項にありアイ・シシクルが借主に代わって求償権を行使する場合、借主はアイ・シシクルに対し、民法第461条(主債務者の免責請求)に基づき抗弁権を行使します。

第10条(求償金請求に対する家主の協力)

1.本契約に基づきアイ・シシクルから借主または入居者に対する通知につき、アイ・シシクルは本契約書に記載される借主の宛先に、内容証明郵便その他の書面の送達、書面の直接交付またはメールの方法により行われます。この通知は、保証債務を履行した後の求償権の行使の場合、または事前求償権を行使する場合を含みますが、それらの場合に限りません。

2.前項の通知等は、持参された場合には借主に届けられたとき、内容証明郵便その他の書面の送達による場合には借主に届けられた日に、メールの場合には発信日に、それぞれ到達したものとみなします。

3.家主は、借主のアイ・シシクルに対する求償金の支払い、および前2項に定めるアイ・シシクルの行為が円滑に行われるよう、必要な協力を行います。

第11条(遵守事項)

1.借主および入居者は、対象賃貸借契約の各条項を誠実に遵守します。

2.対象賃貸借契約の解除、解約、または期間満了により終了した場合、借主および入居者は家主に対し、すみやかに本物件を明け渡します。その場合、アイ・シシクルは、本物件の明け渡しに立ち会うことができます。

第12条(親権者)

1.借主が未成年者である場合、本契約書の親権者欄に記載される親権者(以下「親権者」とい)が法定代理人として本契約を締結します。

2.前項にあり本契約が締結された場合、親権者は、本契約書の連帯保証人欄に記載される連帯保証人(以下「連帯保証人」とい)として署名押印することにかかわらず、本契約に基づいて未成年者たる借主がアイ・シシクルに対して負担する一切の債務について連帯して保証します。

第13条(緊急連絡先)

借主と連絡が取れない可能性がある場合、または借主の所在が不明であるとアイ・シシクルが判断した場合、アイ・シシクルは入居申込書に記載される緊急連絡先へ連絡し、借主はこれに異議を述べません。借主は、緊急連絡先に記載した情報に変更が生じたときは、ただちに家主または管理会社に対し、その旨を報告します。

第14条(連帯保証人)

1.連帯保証人は、アイ・シシクルに対し、本契約に基づいて借主がアイ・シシクルに対して負担する一切の債務について連帯保証します。

2.連帯保証人は、アイ・シシクルの職数により、他の物的担保もしくは保証が変更または解除された後も異議を申し立てません。

3.連帯保証人が複数ある場合、各連帯保証人はそれぞれ単独で代理権を行使することができます。

第15条(借主の債務不履行、家主による対象賃貸借契約の解除)

1.次の(1)号または(2)号のいずれかに該当する場合、未履行の債権を対象に、家主に対する賃料等の支払いにつき、借主の不履行があるものとみなします。また、次の(1)号または(2)号のいずれかに該当し、その結果(3)号に該当することになった場合、家主は借主にどのような催告をすることなく、対象賃貸借契約を解除することができます。

- (1)借主がクレジット会社等に対し、賃料等に係る立替分に対する支払いを履行しない場合。
- (2)アイ・シシクルが管理会社もしくは家主に立替払い(保証履行)をした後に、借主がアイ・シシクルによる立替分の支払いを履行しない場合。
- (3)クレジット会社等とアイ・シシクルに対する賃料等の立替分の支払いにつき、借主の履行が合計3ヵ月分以上にわたって履行されない場合。

第16条(保証履行の一時的停止等)

1.対象賃貸借契約に基づく賃料等の支払いが3ヵ月以上滞納した場合は、アイ・シシクルは当該滞納分の賃料等が借主に完全に完済されるまでの間、保証履行を一時的停止することができます。

2.前項の場合、アイ・シシクルは、対象賃貸借契約を解除して本物件の明渡しを受けるために必要と認めた場合、保証履行を一時的停止したとみなす本物件の明渡しが行った日の直前とする月の翌月までを対象期間とし、その間に支払うべき保証債務の一部または全部の履行を一時的停止することができます。

3.前2項の場合、管理会社または家主は、当該停止についてアイ・シシクルに何らの異議を述べません。また当該停止による借主の損害につき、アイ・シシクルは免責されるものとし、アイ・シシクルの借主に対して何の責任を負いません。

4.前3項に基づき保証履行が一時的停止した後、借主が賃料等の支払いをさきに1ヵ月以上に行ったり滞納した場合は、家主は次の(1)から(3)の各号の行為に類して、アイ・シシクルの指定する弁護士を代理人として選任する委任状をアイ・シシクルに交付します。

- (1)家主から借主に対して、対象賃貸借契約を解除する通知の発送。
- (2)対象賃貸借契約の解除後、借主が本物件を明け渡さない場合、建物明渡しに係る訴訟。
- (3)取引に付随する一切の行為。

5.管理会社または家主は、当該委任状の交付完了後、すみやかに完了の事実をアイ・シシクルに通知します。ただし、アイ・シシクルから別途の要請があった場合は、その要請に従います。

第17条(協議解決)

1.借主は、本契約に基づいて借主がアイ・シシクルに対して負担する一切の債務を担保するため、借主が家主に対して有する次の各号の債権(以下「敷金・保証金返還請求権」とい)をアイ・シシクルに譲渡し、家主はこの債権譲渡を異議なく承諾します。

- (敷金・保証金の返還請求権)。

- (賃借物の明け渡し)より下り以降の期間を対象とする賃料の返還請求権。
- 2.前項の場合においてアイ・シシクルは、任意の方法により敷金・保証金返還請求権を行使してこれを取り立てて、その取得金から諸費用を差し引いた残額を、本契約に基づいて借主がアイ・シシクルに対して負担する債務の弁済に充当することができます。
- 3.借主は、対象賃貸借契約に係る敷金・保証金返還請求権により、アイ・シシクルに対して第三者に対する譲渡・担保としての提供を禁じられます。

第18条(対象賃貸借契約の変更)

対象賃貸借契約の変更がある場合、アイ・シシクルの書面による承諾を要するものとし、アイ・シシクルに無断で変更された部分についてはアイ・シシクルは保証責任を負いません。

第19条(契約の変更)

1.家主または借主により、本契約の保証期間満了日から1ヵ月以上前までに、書面をもってアイ・シシクル宛に本契約を継続しない旨の申し出がない場合、借主からアイ・シシクルに対して本契約の更新につき申し出がなれるものとみなします。

2.アイ・シシクルは、借主から本契約の更新の申し出があった場合、アイ・シシクル所定の審査を再度行い、その結果を対象賃貸借契約の更新日まで借主に通知します。

3.借主は、アイ・シシクルとの承諾により本契約を更新する場合、アイ・シシクルに対し第5条に定める方法により更新後の保証料を支払います。その場合、対象賃貸借契約の更新日が属する月に係る保証料の支払いが適切に完了した時点で、本契約は対象賃貸借契約の更新日に遡って更新されます。

第20条(借主が法人の場合の特約事項)

借主が法人である、かつ当該法人の代表者個人(以下「代表者個人」とい)のクレジットカードを決済に利用するクレジットカードとして登録した場合、借主およびアイ・シシクルは以下について承諾します。

- (1)借主が負担すべき対象賃貸借契約の賃料等の支払いにつき、アイ・シシクルが代表者個人のクレジットカード決済して手続を行うこと。
- (2)前項にもかかわらず、対象賃貸借契約に基づき発生する賃料等の支払債務は借主が負うことに変更はないこと。

3.借主は、アイ・シシクルに対する規定は、当然すべて借主に対して適用すること。

4.(代表者個人が借主の債務を弁済したと等により求償権(代位する債権行使を行ったことにより取得する一切の権利を含む)を取得した場合に、借主は、代表者個人にアイ・シシクルに対する求償権を放棄させます。)

第21条(遅延損害金)

本契約に基づいて借主が負担する債務に関する遅延損害金は年14. 6%とします。

第22条(追加担保の提供)

借主は、アイ・シシクルが必要と認めるときは、アイ・シシクルが認める追加担保を差入れます。

第23条(協議事項)

- 1.借主は、対象賃貸借契約について紛議が発生したときは、家主またはその代理人である管理会社と協議解決します。この場合、借主は、この紛議の内容を遅滞なく書面でアイ・シシクルに連絡します。
- 2.借主が対象賃貸借契約について紛議が発生したことを理由として賃料等の支払を行わなかった場合に、アイ・シシクルに対する前項の連絡を怠り、そのためアイ・シシクルにおいてこの紛議の事実を知らる保証債務を履行した場合、借主はこの紛議の事実を理由にアイ・シシクルに対して負担する求償権の履行を拒むことはできません。
- 3.本契約に定めるものに基づいて、借主およびアイ・シシクルは、関係法規、および慣習等に従い誠意をもって協議のうえ処理します。

第24条(委任)

1.アイ・シシクルは、保証履行や求償権の行使または本契約に定める業務の一部を、アイ・シシクルが任意に選定する第三者に委託することができます。借主はこれに同意します。

第25条(個人情報保護)

家主およびアイ・シシクルは、本契約に関連して知り得た借主または連帯保証人の個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律、および個人情報保護法に関する約款を遵守します。

第26条(消滅時効)

借主およびアイ・シシクルは、消費税および地方税その他の法律の制定および改定等があった場合はその定めに従い、本契約も当然に必要な変更を伴うものとします。

第27条(管轄裁判所)

本契約において、借主とアイ・シシクル間の債務不履行に関する訴訟とその他紛争については、対象賃貸借契約書の管轄裁判所にかかわらず、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上、合意の証として、本契約書4冊を作成し、家主、借主、連帯保証人(または親権者)、アイ・シシクルが各自1通を所有します。

個人情報取扱いに関する約款

賃借人（申込者、利用者を含みます。）及び賃借人のアイ・シンクレント株式会社（以下「丙」といいます。）に対する求償債務を連帯して保証する者（連帯保証予定者を含みます。以下「契約者等」といいます。）は、「個人情報取扱いに関する約款」（以下「本約款」といいます。）の内容に同意の上、保証委託契約兼保証契約（施設利用料等一時金クレジットカード決済申込を含みます。以下「原契約」といいます。）を申込むものとします。

第1条（個人情報の取得・保有・利用・預託）

- 契約者等は、原契約を申込むとき、賃借人（以下「甲」といいます。）及び丙が以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）についてしかるべき保護措置を講じた上で、取得・保有・利用・預託することに同意します。
- （１） 甲及び丙の所定の申込書に記入及び申告した契約者等の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、国籍、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、勤続年数、役職、収入（源泉徴収票の徴求も含みます。）、資産、負債、世帯年収、家族構成、連帯保証人、緊急連絡先、同居者等、居住状況、電子メールアドレス、他の債務の返済状況等に関する「属性情報」（原契約締結後に甲及び丙が契約者等から通知を受ける等により知り得た変更情報を含みます。）
 - （２） 原契約に関する支払いのための「クレジットカード情報」及び月々のクレジットカード信用状況・支払状況・履歴等に関する「取引情報」
 - （３） 原契約に関する申込日、保証契約日、賃貸借申込物件詳細等の「契約情報」
 - （４） 原契約の締結内容及び後日の交渉内容等、「事後の証跡のために必要な情報」

第2条（個人情報の利用目的）

1. 甲は、以下の目的のために前条記載の個人情報を利用します。
 - （１） 原契約を締結するにあたり行う家賃支払能力の調査及び結果の通知をするため
 - （２） 毎月、賃料等・保証料等に関するクレジットカード収納委託を行うため
 - （３） 毎月、賃料等・保証料等に関するクレジットカード収納予告及びその結果の通知をするため
 - （４） 原契約の管理等を行うため
2. 丙は、以下の目的のために前条記載の個人情報を利用します。
 - （１） 原契約を締結するにあたり行う家賃支払能力の調査及び結果の通知をするため
 - （２） 毎月、賃料等・保証料等に関するクレジットカード収納業務を行うため
 - （３） 毎月、賃料等・保証料等に関するクレジットカード収納予告及びその結果の通知をするため
 - （４） 毎月、賃料等・保証料等に関する回収状況をシステム上で管理するため
 - （５） 原契約の管理等を行うため
 - （６） 原契約に基づく、事前求償権及び事後求償権の行使のため
 - （７） 新商品及び新サービス情報のお知らせを行うため
 - （８） マーケティング及び統計分析を行うため
 - （９） 丙が、丙の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業のサービス案内の送付を行うため

第3条（センシティブ情報）

契約者等は、原契約を締結する当事者が契約者等本人であることを確認するため、運転免許証・パスポート・住民票等の個人を証明する書類を提出することに同意します。（原契約締結後の住所確認のためのものも含みます。）

第4条（第三者への提供）

1. 丙は、収集した個人情報を以下の場合を除くほか、予め本人の同意を得ないで、第三者に提供することはありません。
 - （１） 法令に基づく場合
 - （２） 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - （３） 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
2. 契約者等は、第2条記載の利用目的達成のために、以下の定めに基づき、丙が個人情報を第三者へ提供することに同意します。
 - （１） 申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先、もしくは同居人等の申込者の関係者、又は、その他然るべき第三者に提供すること。
 - （２） その他、申込者等が第三者に不利益を及ぼすと甲または丙が判断した場合に当該第三者に対して提供すること。

第5条（委託）

甲及び丙は、第2条に定める利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合があります。その場合、甲及び丙は、個人情報に安全に管理されるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

第6条（個人情報の保護対策）

1. 甲及び丙は、個人情報の保護のため、従業員に対し定期的に教育を行い、個人情報の取扱いを厳重に管理します。
2. 甲及び丙の保有するデータベースシステムについても、アクセス制限・管理を行うなど必要なセキュリティ対策を講じます。
3. 契約者等の同意に基づき、個人情報を第三者に提供する場合には、個人情報の漏洩等がないよう、必要かつ適切な監督を行います。

第7条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 契約者等は、甲、丙並びに第4条に定める第三者に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

- （１） 甲及び丙に開示を求める場合には、第9条記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。
 - （２） 第三者に開示を求める場合には、第4条記載の連絡先（※）へお問い合わせ願います。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、甲、丙及び第三者は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第8条（本約款に不同意の場合）

甲及び丙は、契約者等が原契約の必要な記載事項の記載を希望しない及び本約款の内容の全部又は一部を承認できない場合、原契約の締結をお断りすることがあります。

第9条（個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口）

契約者等の個人情報の開示・訂正・削除に関するお問い合わせ、利用・提供中止、その他のご意見の申し出に関しましては、下記連絡先までお問い合わせ願います。

（甲）「保証委託契約書兼保証契約書」表記をご参照願います。

（丙） アイ・シンクレント株式会社

〒141-0021

東京都品川区上大崎2-25-5 久米ビル6F

連絡先 0800-91-90410

第10条（原契約が不成立の場合）

原契約が不成立の場合であっても、申込みをした事実は、第1条に基づき、当該契約に不成立の理由の如何に関わらず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第11条（条項の変更）

本約款は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

2012年10月19日制定

2014年4月1日改訂

2016年8月19日改訂

201711
法人・月次W

保証人おまかせプラン

ROOM iD 契約申込書

(家賃立替払委託契約兼保証委託契約申込書)

管理会社記入欄	提携先 (株)タケイ・ハウジングプロパティ	支店 営業所名 PM部	担当者
	契約予定日 月 日	賃料等合計額/月 円	前家賃 月分まで受領予定

<お申込みにあたって>

- ・本書並びに別紙「入居申込書」の内容をもとに当社が審査を行い、その結果立替払いをお断りする場合もございます。
- ・本書または契約の事実に関する情報(法人代表者・緊急連絡先に関する情報を含みます)が与信判断および与信後の管理のため、当社が利用することに同意します。
- ・本書並びに別紙「入居申込書」に事実と異なるあるいは虚偽の記載があった場合、申込みは無効となり、また契約を解除されても何らの異議を申立てません。
- ・**法人の代表者を緊急連絡先としての契約となります。**
- ・緊急連絡先として記載をいただいた法人代表者のご連絡先には、法人ご担当者との連絡が取れない場合、お約束のお支払期限が守られない場合等を含め、法人代表者としてのお立場に基づき、当社から直接ご連絡させていただくことがあります。

申込者記入欄

※ 別紙「入居申込書」記載内容に相違のないことを確認し、上記の内容を確認・同意のうえ、ROOM iD契約を申込みます。

フリガナ	
法人名	

エポスカードから申込確認・審査のためお電話をする場合があります。(0120-73-0101で発信します)
エポスカードからの郵送物の宛名は法人名です。(個人名での郵送はいたしません)

管理会社確認

■ 審査時必要書類の確認 (FAX送信前にレ点チェックをお願いします)

- ☐ 入居申込書
- ☐ 法人代表者の本人確認書類 (生年月日が確認できる書類)
- ☐ 商業登記簿謄本(3ヵ月以内に発行したもの)

※ 上記書類が不足の場合、審査に時間を要しますのでご協力お願いいたします。

■ お申込みの商品種別に○印をつけてください。

商品種別	居住用		事業用
月次払い	W(ワイド) 【401】	S(スイッチ) 【407】	B(ベーシック) 【411】

↓ FAX読取用のQRコードです

▽メモ・通信欄



立替払委託契約における個人情報の取り扱いに関する同意条項(抜粋)

第1条(個人情報の収集・保有・利用)

[1]立替払委託契約(以下、「本契約」という。)の申込者(本契約成立以降「乙」という。)は、本契約(その申込みを含む。以下同じ)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報を株式会社エポスカード(以下、「丙」という。)が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。なお、申込者が申込時点で既に丙のクレジットカード会員であった場合、(1)の情報がクレジットカード会員としての登録情報と異なるときは、本契約の申し込みが当該登録情報の変更届出を兼ねるものと見なされ、登録情報が変更されます。(1)本契約に関し、本契約の申込書及び契約書、入居申込書、賃貸借契約等に申込者が記載した申込者の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況、E-mailアドレスその他入居申込書の記載内容により丙が知り得た申込者本人の情報(2)賃貸借物件の所在地、物件名、賃料、敷金、その他の契約条件等、賃貸借契約に関する情報(3)本契約に付随して丙が知り得た申込者、同居予定者、緊急連絡先、連帯保証人等の情報(4)丙の請求により乙から提出を受けた本人確認書類に記載された情報(5)本契約締結後の月々の返済状況等の取引情報(6)本契約に関する申込者の支払能力の調査を行った際に丙が収集した申込者の丙におけるクレジット利用履歴、過去の債務の返済状況及び丙の請求により乙から提出を受けた源泉徴収票等に記載された収入等に関する情報(7)申込者からの問合せまたはご連絡した際等の会話の記録情報(8)本契約締結後の契約管理のために丙が取得した申込者の住民票等に記載された情報(9)官報や電話帳等一般に公開されている情報[2]本契約の申込者は、丙が第1項本文記載の目的のほか、以下の目的のために第1項(1)の個人情報を利用することに同意します。(1)丙の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス(2)丙の事業における市場調査、商品開発(3)丙の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内なお、丙の具体的な事業内容については、丙のホームページ(<http://www.eposcard.co.jp>)によってお知らせしています。[3]丙が、丙の本契約に関する事務(コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等)の一部を、丙の委託先企業に委託する場合には、丙が個人情報の保護措置を講じたうえで、[1]の個人情報を当該委託先企業に預託し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。[4]乙は、[1]の規定に付帯して、以下の事項を承諾します。

1. 丙が重要な事項を乙に通知しようとするとき、乙の携帯電話番号が登録されている場合には、必要に応じてショートメッセージサービス(SMS)を利用して連絡することがあること。2. 支払いが遅延した場合等において、乙が同意しているときは、携帯電話に優先的に連絡すること。また、乙と自宅電話または携帯電話等乙が承諾した連絡先で連絡が取れないときは、勤務先または帰省先等に連絡することがあること。

第2条(個人信用情報機関への登録・利用)

[1]申込者は、丙が加盟する第3項に記載の個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者の個人情報が登録されている場合には、本契約における申込者の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。

[2]申込者は、申込者の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、丙の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、丙が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項目	会社名	(株) シー・アイ・シー	(株) 日本信用情報機構
(1)本契約に係る申込みをした事実	丙が当該個人情報機関に照会した日から6ヶ月間	丙が当該個人情報機関に照会した日より6ヶ月を超えない期間	
(2)本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から1年以内)	
(3)債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	契約期間中及び契約終了後5年以内	

[3]丙の加盟する個人信用情報機関の名称は以下のとおりです。
(株)シー・アイ・シー、(株)日本信用情報機構

第3条(個人情報の提供)

[1]申込者は、丙が各種法令の規定により公的機関等から個人情報の提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することをあらかじめ承諾します。

[2]申込者は、本契約が本契約の目的物件に関する申込者と貸貸人との賃貸借契約に立脚しているため、丙が以下の(1)の第三者に対して、(2)記載の本契約に関する申込者の情報を、求めがあった場合には、合理的な範囲で提供することに同意します。(1) 第三者の範囲①目的物件の所有者(新たに所有者となる者含む)②目的物件の賃貸人(新たに賃貸人となる者含む)③目的物件の管理業務を受託する者④本物件の資産運用を行う者(2) 提供する情報①本契約の内容②申込者の本契約の履行状況③本契約の申込時の審査結果

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

[1]申込者は、丙及び第2条で記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

[2]万一個人情報の登録内容が事実でないことが判明した場合に、丙は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条(本同意条項に不同意の場合)

丙は、申込者が本契約の必要な記載事項(申込書表面)の記載を希望しない場合及び本同意条項の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

第6条(利用中止の申し出)

第1条[2]による同意を得た範囲で丙が当該情報を利用している場合であっても、申込者から利用中止の申し出があった場合は、それ以降の丙での利用を中止する措置をとります。

第7条(個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についてのお問合せや利用の中止、その他のご意見の申し出等に関しましては、以下の窓口までお願いします。
エポスカスタマーセンター 〒185-0021東京都国分寺市南町3丁目22番14号 TEL 03-3383-0101
※個人情報保護管理者(代理人) カスタマーセンター長

第8条(本契約が不成立の場合及び本契約終了後の個人情報の利用)

[1]本契約が不成立の場合であっても、本申込みをした事実は、第1条[1]及び第2条[2](1)に基づき、不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

[2]本契約の終了後も、第1条[1]及び [2]に定める目的及び開示請求等に必要範囲で、法令または丙が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

株式会社エポスカード

申込用FAX:0570-009-977
お問合せ電話番号 0570-030-123

申込内容を確認させていただくために(株)オリコフロンティアインシュアから
申込者様、勤務先、連帯保証人様にご連絡させていただく場合がございます。

賃貸借 申込内容	契約種別	普通借家		定期借家はこちらに チェックして下さい ➡ ☐		入居予定	20__年__月__日ごろ ☐ 上旬 ☐ 中旬 ☐ 下旬		前家賃 (予定)	月分まで 受領予定	
	物件 所在地	フリガナ 〒 _____ 都 道 府 県 _____								家賃	① _____ 円
										管理費 共益費	② _____ 円
	物件名	フリガナ _____					号室	間取り・㎡数 () R・K・DK・LDK ㎡数 () ㎡		駐車料金	③ _____ 円
										その他費用 []	④ _____ 円
	敷金 (保証金)	_____ 円			退去償却 (解約引き) _____ 円			礼金	_____ 円		
[]	_____			[] _____			[]	_____ 円/月			

申込者・ 賃借人	現住所	フリガナ 〒 _____ 都 道 府 県 _____ ※建物名までご記入ください。										
	会社名	フリガナ _____					電 代 表	_____				
							話 担当部署	_____				
	代表者 氏 名	フリガナ _____					担当部署	_____			担当者名	_____
	事業内容	1.金融機関 2.不動産 3.建築/工事 4.製造 5.IT関連 6.広告 7.小売/サービス 8.陸運 9.教育 10.医療機関 11.その他 ()										
	入居理由	1.社宅 2.転勤 3.事業拡大のため 4.立地・環境 5.手狭 6.賃料 7.その他 ()										
設 立 日	(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日	上 場 ・ 非 上 場	資 本 金	_____ 年 商		_____		従業員数	_____ 名			

入居予定者	1.代表者 2.代表者及び 家族 3.社員 4.社員及び家族 5.その他 ()										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

連帯 保証人	現住所	フリガナ 〒 _____ 都 道 府 県 _____ ※建物名までご記入ください。											
	氏 名	フリガナ _____					続柄(関係)	電 固 定	_____				
								話 携 帯	_____				
	性 別	男 ・ 女	生年月日(西暦)	_____ 年 _____ 月 _____ 日 () 歳		運転免許証番号	_____						
	お 勤 め 先	名 称	フリガナ _____					年収(税込)	_____ 万円		月収(税込)	_____ 万円	
								部署・役職	_____		勤続年数	_____ 年 _____ ヶ月	
					勤務先電話	_____							
住 所	フリガナ 〒 _____ 都 道 府 県 _____ ※建物名までご記入ください。												

備考欄	月額賃料等は振込を希望する ※振込をご希望でない場合は、口座振替でのお支払となります。 また振込手数料はお客様のご負担となります。 ☐ はい ☐ いいえ										
	※審査結果通知・問い合わせ先は[㈱タイセイ・ハウジープロパティ リーシングセンター]へ 商品コード：001-033-57										

仲介会社	※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。					管理会社	※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。				
ご担当者印 又はサイン						ご担当者印 又はサイン					
店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。						株式会社タイセイ・ハウジープロパティ【本社】 東京都港区赤坂1丁目7-19 キャピタル赤坂ビル 【審査結果通知・問い合わせ先】 株式会社タイセイ・ハウジープロパティ【リーシングセンター】 TEL:03-6862-8181 FAX:03-6862-8182					

■ 個人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び連帯保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社オリコフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人情報）

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるのも個人情報に含まれます。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の属性情報（変更後の情報を含む）
- ②保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等並びに口座情報等の契約情報
- ③保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報
- ④運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報
- ⑤個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報
- ⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報

第2条（関連する個人情報）

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第3条（個人情報の利用目的）

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ①保証委託契約及び賃貸保証契約の締結可否の判断のため
- ②保証委託契約及び賃貸保証契約の締結及び履行のため
- ③保証委託契約及び賃貸保証契約に基づく求償権の行使のため
- ④サービスの紹介のため
- ⑤サービスの品質向上のため
- ⑥ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため
- ⑦賃借人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため
- ⑧賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため
- ⑨上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供

第4条（個人情報の第三者への提供）

1. 当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2. 申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。

- ①第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃借人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他しるべき第三者に対し提供すること
- ②その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること

第5条（第三者の範囲）

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- ①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）
- ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

第6条（個人情報の当社への提供）

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃借人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者が、申込者等の個人情報で、第3条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第7条（個人情報の開示、訂正等及び利用停止等）

1. 当社は、申込者等本人から、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求があった場合には、法令の定めるところにより、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等を行います。

2. 開示、訂正等及び利用停止等をご希望の方は当社ホームページを参照いただくか、第17条記載の問合せ窓口までご連絡ください。

第8条（個人情報の正確性）

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第9条（必要情報の提出）

申込者等は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む）を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第10条（個人情報提供の任意性）

当社は、申込者等が保証委託契約に必要な個人情報を提供しない場合には、保証委託契約の締結をお断りすることがあります。

第11条（審査結果）

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、

提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第12条（個人情報の管理）

1. 当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。
2. 当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第13条（個人情報取り扱い業務の外部委託）

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第14条（統計データの利用）

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第15条（本条項の改定）

当社は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で本条項を変更することができるものとします。

第16条（個人情報管理責任者）

株式会社オリコフォレントインシュア 経営企画室室長

第17条（問合せ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社オリコフォレントインシュア お客様相談窓口

電話番号：0570-030-733

受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）10：00～19：00

※通話内容（当社からの連絡を含む）につきましては、電話対応の品質向上及び通話内容の確認のため録音させていただいております。あらかじめご了承ください。

立替払委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

立替払委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び連帯保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社オリコフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人情報情報機関への登録・利用）

1. 申込者等は、当社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ）（当社が加盟する個人情報情報機関を、以下「加盟個人情報機関」という）及び加盟個人情報機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報機関」という）に当社が照会し、申込者等の個人情報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。
2. 申込者等は、申込者等に係る立替払委託契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟個人情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項 目	会社名	株式会社シー・アイ・シー
①立替払委託契約に係る申込をした事実	当社が加盟個人情報機関に照会した日から6ヶ月間	
②立替払委託契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	

3. 加盟個人情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、立替払委託契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

お問合せ先：0120-810-414

ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

4. 提携個人情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は、次のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問合せ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

●株式会社日本信用情報機構

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

お問合せ先：0570-055-955

ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

5. 当社が加盟個人情報機関に登録する情報は、次のとおりです。

●株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、商品名及び支払回数等契約内容に関する情報等並びに利用残高、支払日、延滞、支払停止の申出事実等支払状況に関する情報等

第2条（保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定の準用）

1. 保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定は、本条項について準用する。
2. 前項の場合において、第1条②③、第3条①②③、並びに第8条から第10条までで「保証委託契約」とあるのは「立替払委託契約」と読み替えるものとする。

■お申込にあたって

●申込者は「個人情報の取り扱いに関する条項」に同意のうえ、保証委託及び立替払委託契約を申込するものとします。

ご記入日(西暦)	20	年	月	日	申込者署名欄 (ご本人直筆で署名ください)	※法人申込の場合は、部署名・会社との関係もご記入ください。
----------	----	---	---	---	--------------------------	-------------------------------

建物賃貸借契約の申込者、連帯保証人予定者、入居予定者、緊急連絡先者並びに契約当事者（以下これらの者を「申込者等」という）は株式会社前田（以下当社という）が、本条項に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。 第1条（個人情報） 個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいいます。また、その情報のみでは認識できない場合でも、その他の情報と用意に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものも個人情報に含まれます。 ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の申込書、重要事項説明書、建物賃貸借契約書、火災保険契約申込書、家賃決済に関する覚書、賃貸保証契約書並びにその他契約に付随する書類に記載された属性情報（変更後の情報も含む）。 ②申込書、重要事項説明書、建物賃貸借契約書、火災保険契約申込書、家賃決済に関する覚書、賃貸保証契約書並びにその他契約に付随する書類に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報。 ③家賃決済に関する覚書及び賃貸保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報。 ④運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認の為の情報。 ⑤個人の肖像又は音声は磁気的又は光学的記録媒体等に記載された映像又は音声の情報。 ⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。 第2条（関連する個人情報） 当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱いします。 第3条（個人情報の利用目的） 当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。 ①建物賃貸借契約の締結可否のため。 ②建物賃貸借契約の締結及び履行のため。 ③賃料及びその他の金銭に関し未払い債務が発生した場合に、その請求権行使のため。 ④サービス及び物件の紹介のため。 ⑤サービス品質向上のため。 ⑥ご意見、ご要望又は相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。 ⑦賃貸人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため。 ⑧賃貸借契約の履行及び管理のため。 ⑨賃貸借契約解約時の連絡及び終了後の債権債務の精算及びその協力のため。 ⑩賃貸保証契約・火災保険契約及び家賃決済の覚書締結、24時間電話受付（リテインサービス）・インターネット接続サービス・引越サービス・リフォーム修理修繕施工に関し、各委託先への情報提供のため。 ⑪不動産の売買・賃貸仲介・建設等に関する提案のため。 第4条（個人情報の第三者への提供） ①当社は以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。 ⅰ法令に基づく場合。 ⅱ人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき。	ⅲ公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。 ⅳ国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 第5条（第三者の範囲） 以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。 ①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）。 ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報提供される場合。 第6条（個人情報の共同利用） 取得した個人情報は、前田グループとしての総合的なサービスを提供するために、第3条（個人情報の利用目的）に記載した利用目的の範囲内において、当社関係会社間で共同利用することがあります。 ①共同して利用される個人情報の項目 氏名、連絡先（住所、電話 番号、FAX番号、メールアドレス、会社名、所属等）、お申込み・ご契約の履歴、メンテナンス（修理・修繕・入金状況等）履歴、お問合せやご依頼・ご要望内容等 ②共同利用を行う当社関係会社 株式会社 マイスタイル ③共同して利用する個人情報の管理に関する責任者 株式会社 前田 取締役 株式会社 マイスタイル 常務取締役 ④個人情報の管理についての責任は株式会社前田が有します。 第7条（個人情報の当社への提供） 申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者が、申込者等の個人情報を、第3条記載の利用目的のために当社に対し提供することと同意します。 第8条（個人情報の開示・訂正等・利用停止等） ①当社は、当社所定の方法により、申込者等本人から、当該申込者等本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、申込者等本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示します。ただし、開示することにより以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社の判断により個人情報の全部又は一部を開示することはありません。 ⅰ申込者等本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。 ⅱ当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。 ⅲ法令に違反することとなる場合。 ②当社は、当社が保有する個人情報の内容が事実ではないことが判明した場合、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに当該情報を最新の情報へ訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という）します。 ③開示、訂正等、利用停止等をご希望の方は当社ホームページ（http://maedacom.jp/privacy/priv.html）をご参照いただくか、お問い合わせ窓口までご連絡ください。	第9条（個人情報の正確性） 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、建物賃貸借契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。 第10条（必要情報の提出） 申込者等は、建物賃貸借契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報含む）を提供することに同意します。 第11条（個人情報の提供の任意性） 当社は、申込者等から提供を受けた個人情報に基づき建物賃貸借契約の締結可否の判断を行います。必要な個人情報をいただけない場合には、建物賃貸借契約の締結をお断りさせていただきます。 第12条（審査結果） 申込者等は、当社の審査結果の内容について異議申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却削除いたしません。 第13条（個人情報の管理） ①当社は、その管理下にある個人情報の紛失及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。 ②当社は保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。 第14条（個人情報取扱い業務の外部委託） 当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。 第15条（統計データの利用） 当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限もなく利用することができるものとします。 第16条（本条項の改定） 当社は、法令等の定めがある場合を除き、本条項を随時変更することができるものとします。 第17条（個人情報管理責任者） 株式会社 前田 取締役 第18条（問合せ窓口） 個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他の質問、ご相談若しくはお問い合わせにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。 【株式会社 前田 お客様相談室】 TEL：03-3770-6561 メールアドレス：info@maedacom.jp 受付時間：10:00～18:00（水曜日を除く） 【お客様の情報提出先】 法人名：株式会社 前田 住 所：東京都渋谷区道玄坂2-19-6 スクエア渋谷 TEL：03-3770-3000
--	---	---



当個人情報は、具体的に下記記載内容のために利用致します。 ●入居審査及び建物賃貸借契約、および契約更新のための各種書面作成、およびこれら諸手続きに関する当社の事務処理のため。 ●保証会社審査及び保証契約締結のための各種書面作成、およびこれら諸手続きに関する当社の事務処理のため。 ●売買・賃貸借・仲介・管理等に関する契約の締結、および契約に基づく役務の提供、その他アフターサービスの実施のため。 ●24時間電話受付サービス（リテインサービス）のため、委託先の電話受付会社への情報提供いたします。 ●ご入居者様の滞納発生時に、債権回収業務を外部に委託するため情報を提供する場合があります。				
私は、上記「株式会社 前田 個人情報の取り扱いに関する同意書」及び具体的利用内容に同意の上、申込み及び契約の締結を行います。 ※法人様名義にてご契約の場合、本書は入居者様にてご署名下さるようお願い致します。				
物件名				号室
ご記入日（西暦）	20	.	.	ご署名 印